

下水道を知る

～次の時代へ豊かな環境を残すために～

問合せ先／上下水道課 (979-8118)

道

路上に、町章の付いたマンホールがあるのを見たことはありませんか。下水道の管は地中に埋設されており、さまざまな経路をたどって下水処理場である「狩野川東部浄化センター」まで汚水を運んでいます。下水道により、汚水が直接川に流れ込まないため、川や海の水環境が守られ、屋内外の臭いの改善や害虫が発生しにくくなるなど、私たちは衛生的で快適な生活を送ることができています。



運ばれた汚水は、狩野川東部浄化センターで浄化した後、大場川に放流されています。川を経て海に出た水は水蒸気となって雲となり、雨になって再び私たちの生活に戻ってきます。

下 水道が整備された区域では、供用開始の日から6か月以内に下水道に接続するよう町の条例で定められています。出来る限りすみやかな接続にご理解とご協力をお願いします。

①町で行う工事

町は皆さんの安全で快適な暮らしのために、下水道の整備に取り組んでいます。道路内に下水道本管を埋める工事と、家庭の敷地内に下水道に流すための管（公設汚水ます）を設置する工事を行います。工事をを行う地域が決まると、町職員がお宅に伺い、工事について説明を行います（地域によっては、説明会を開催することもあります）。

工事中は大きな音がしたり、一時的に交通事情が悪くなるなどご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



下水道使用開始までの流れ

②家庭や事業所ごとに
行う工事（排水設備工事）

雨水以外の宅内の台所、風呂、水洗トイレなどから出るすべての排水を下水道に排出するための設備を「排水設備」といいます。町が道路に埋設する下水道管と、家庭や事業所などからの排水管とを公設汚水ますで接続する工事が完了してはじめて下水道を使用できるようになります。

排水設備工事を行うことができるのは町の排水設備指定工事業者のみです。排水設備指定工事業者の一覧は、町ホームページで公開しています。

排水設備工事の金額は、地形や排水管の距離に応じて異なるため、複数の業者から見積徴収することをおすすめします。



③受益者負担金・分担金

下水道施設整備費用の負担金として受益者負担金（分担金）の納入をお願いしています。下水道が整備された土地に、一度だけ賦課されるもので、地積1㎡あたり180円かかります。

④下水道使用料

排水整備工事が完了し、使用を開始すると下水道使用料を納めていただくようになります。これは下水道施設の運転や補修、清掃をともなう維持管理費に充てられます。

町では皆さんから納めていただいた下水道使用料金で、県に維持管理負担金を支払い、狩野川東部浄化センターで汚水を処理しています。

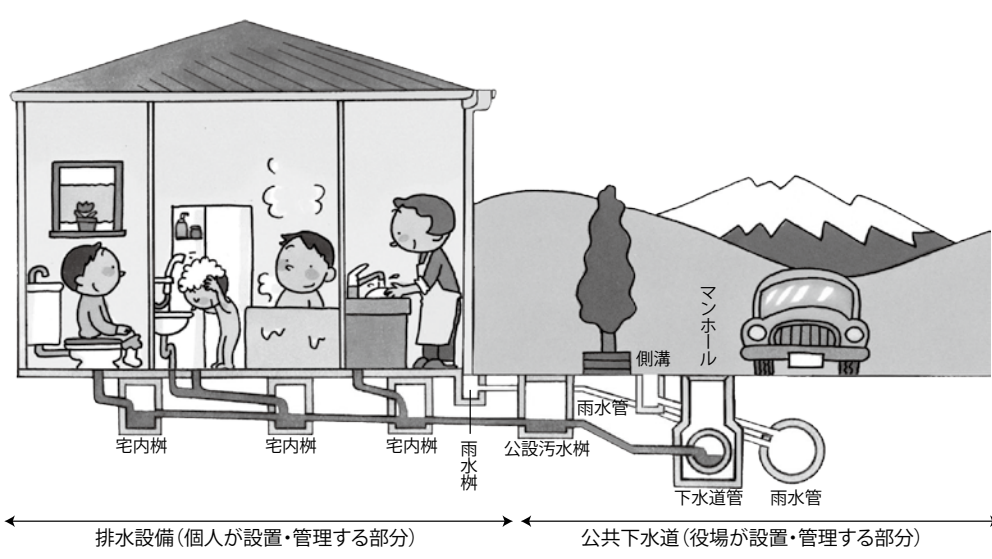
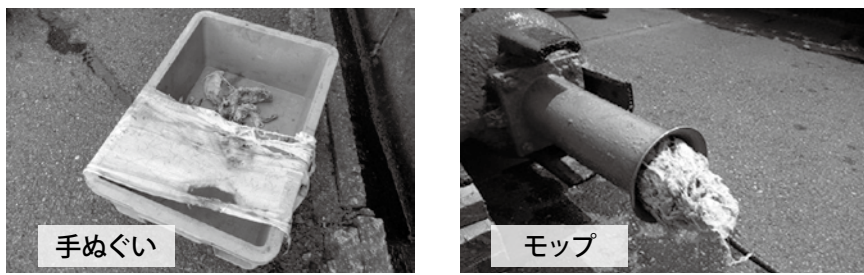


下水道に異物を流さないでください！

最 近、下水道に異物が流入してポンプなどの機械が故障する事態が多発しています。ポンプが停止すると、マンホールから汚水が溢れ出したり、家庭内の排水設備（トイレ・排水口など）に汚水が逆流する可能性があります。台所・トイレ・風呂場・洗面所などから、水に溶けない固形物を誤って流すことがないようにご協力ください。

下水道に流してはいけないもの（例）	
水に溶けない紙類	紙おむつ、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品
布類	マスク、雑巾、ハンカチ、タオル、不織布、モップ ※ポンプ内の回転羽にからみつき、停止させる原因となっています。誤ってトイレなどに落とした場合は必ず拾い上げてください。
残飯	野菜くずや食べ残しなどの固形物
小石類	小石、砂、土
油類	天ぷら油、エンジンオイルなどの残油、廃油
薬品類	農薬、防虫剤など

【ポンプに詰まった異物】



下 水道は次の図のとおり、皆さんが設置・管理する排水設備と町が管理する公共下水道に分かれています。宅地内の排水設備は個人の財産です。適切な維持管理をお願いします。

下水道の仕組み

水は私たちの大切な資源です

例えばしょうゆ大さじ1杯を、魚が住める程の水に戻すためには風呂約1・5杯（450ℓ）のきれいな水が必要となります。狩野川東部浄化センターに流れ込む汚水が多すぎるとその処理能力を超えてしまう可能性もあります。皆さん一人ひとりが日々の生活の中で水を大切にす工夫を実践しましょう。

今日からできるひと工夫

- 歯みがきの際は、水を出したままにせずコップや器に溜めて使いましゅう
- 食べ残しは排水口に流さないようにしましゅう
- 油污れなどは紙で拭いてから洗いましゅう
- シャンプーや洗剤などを使いすぎないようにしましゅう

